

令和7年度第1回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和7年4月22日(火) 10時開会 11時36分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 18名／22名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より令和7年度第1回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づきまして、定足数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、22名中、18名の出席で、運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告申し上げます。</p> <p>ここで、本年度から常設審議委員になられました5名の委員の皆様を御紹介を申し上げます。</p> <p>まず、次第の一番後ろに付けている名簿を御覧ください。お名前を申し上げますので、その場で一言ご挨拶を頂戴いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、名簿の順番に申し上げます。</p> <p>名簿の2番米子市角会長様、次に4番岩美町山本会長様、次に9番琴浦町福田会長様、10番伯耆町加川会長様、13番江府町加藤会長様（委員がそれぞれ、名前を呼ばれた後、挨拶をした。）皆様、どうもありがとうございました。</p> <p>また、第5号会員の全国農業協同組合連合会鳥取県本部長が交代されましたが、手続きが終了しておりませんので、来月からの常設審議委員会から審議に加わっていただくこととなります。ご了解いただければと存じます。本日の名簿に載っていないのはそのためです。</p> <p>それでは開会あいさつですが、本日、山脇会長は欠席です。というのは、本日は園遊会に出席されるため、本日の常設審議委員会を欠席されております。日程を変更しようかとも思ったのですが、なかなか会場が見つからず、このため、齋下副会長にあいさつをお願いいたします。</p>
2 開会挨拶 齋下副会長	<p>そうしますと、挨拶ということで、この会で初めてのあいさつを行うということになります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>改めて、皆さんこんにちは。先ほど、事務局からお話がありましたが、山脇会長は本日10時から皇居での園遊会に参加されてお</p>

<p>事務局</p>	<p>ります。このことは4月8日の日本海新聞で招待者名簿が載っていました。確か消防関係だったと思いますが、その関係でご招待があったと記憶しています。その新聞記事で知ったところですが、その後の4月15日の西部会長会総会に来賓として来ていただいたときに、常設を欠席するので頼む。との依頼がありました。本日は、奥様と一緒に上京されているようです。また、先ほど紹介がありましたとおり、新たに5名の皆さんが常設委員として就任されました。その中で、特に、西部が3名ということで、良いも悪いも含めて、会の主役となっておりますが、引き続き宜しくお願ひしたいと思います。1年間は静かに、きちっとした議論が出来るかと思ひますので、引き続きよろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。今年度も、活発な議論をお願ひいたします。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づいて、齋下副会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、日程に従って議事に入らせていただきます。議事録署名人の決定ですが、慣例により私から指名させてよろしいか、お諮りします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、私の方から指名させていただきます。それでは、今回は、濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、角委員(米子市農業委員会会長)を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>4 常設の趣旨等説明 議長</p> <p>事務局</p>	<p>報告事項に入る前に、先ほど御紹介させていただいたとおり、新たに常設審議委員になられた方もありますので、常設審議委員会の審議の趣旨等について、事務局から説明させます。</p> <p>別紙「転用事務における農業委員会からの意見聴取に関する規程」により説明</p>
<p>5 報告事項 議長</p> <p>経営支援課</p>	<p>それでは、5番の報告事項に移ります。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願ひいたします。</p> <p>(資料1により説明)</p>

議 長	<p>ただいま報告がありました。皆さん方からご質問等ありましたら。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>6 議 事 議 長</p> <p>事務局</p> <p>鳥取市農業委員会事務局</p>	<p>無いようですので、議事に入ります。今月の農地法の規定に基づく県全体の総会附議状況について説明をお願いいたします。事務局。</p> <p>それでは、令和7年4月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)</p> <p>今月は4条案件はございません。</p> <p>第5条案件で、2件、鳥取市農業委員会から意見聴取案件がございます。</p> <p>なお、現地調査を実施していただいておりますので、鳥取市農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告を併せてお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、鳥取市農業委員会さんよろしくお願いいたします。</p> <p>私は、鳥取市農業委員会事務局、[redacted]と申します。よろしく申し上げます。本日は、鳥取市の30aを超える農地転用事案が2件ございます。まず1件目、[redacted]に転用するもの。次に[redacted]一時転用しようというものです。詳細につきましては、担当者の[redacted]から説明させていただきます。</p> <p>失礼します。鳥取市農業委員会事務局の[redacted]と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。</p> <p>まず、資料2-1の議案番号5条-1について農地転用許可申請の詳細につきまして、資料の2ページ、30aを超える事案説明資料に沿ってご説明します。</p> <p>まず、1についてですが、3ページの位置図をご覧ください。申請地は、[redacted]に位置しています。続いて、4ページの間接図をご覧ください。凡例に示しているとおり、緑色に着色している部分が農振農用地ですが、申請地につきましては、用途区分が農業用施設用地に変更されております。申請地の北側は[redacted]が整備されており、こちらは市街化区域になっております。</p> <p>2の現在の営農状況です。この周辺は土地改良事業が施工され、申請地では野菜等が栽培されておりました。しかし、借受けて耕作していた方が経営規模を縮小され、土地所有者も遠方にお住まいです。近年は耕作されなくなっており、近隣の農業者が協力して保全管理している状況です。</p> <p>次に、3の転用事業者についてですが、[redacted]</p>

この法人は、

は県外の法人で農業を始め、地元で U ターンした後、独立就農した時の経営面積は 8ha でしたが、任される農地は年々増えていき、近隣の認定農業者が離農したため、それらを引き継いだの耕作面積は約 61ha になっています。現在、役員 3 人を含む従業員は 6 人で、ドローンなど、新しい技術も積極的に取り入れながら、効率的で質の高い農業を目指し、実践されています。

4 の転用目的は、乾燥機・精米機などを備えたライスセンターと法人の事務所を建設するほか、大型農業用機械置場や種苗スペースを整備するものです。これまでは、自前の施設を有しておらず、の作業小屋を借用しているほか、JA や他の民間施設を使わせてもらって乾燥・脱穀など行っています。約 300 t の玄米を鳥取市上段や八頭町船岡にある施設まで運搬することは、時間的にも経済的にもロスが大きく、特に繁忙期の作業には苦勞されていたようです。さらに、今後 10 年以内に約 150ha まで経営規模を拡大するよう計画しており、玄米 750 t を乾燥・脱穀できる施設のほか、粳や玄米の貯蔵施設が必要と考えています。また、規模を拡大するとともに ICT を活用したスマート農業にも取り組んでおり、対応できる大型農業機械の導入を予定しています。現在の機械は中古を譲り受けたものですが、それらを集約して置くためのスペースも必要となります。

5 の立地基準ですが、もう一度、4 ページ、中間図をご覧ください。(1) 農地区分は農業振興地域の整備に関する法律に規定された「農用地区域内農地」ですが、令和 6 年 5 月 14 日付けで、用途区分を農業用施設用地に変更する旨の告示がされています。したがって、(2) の許可根拠につきましては、「農用地利用計画指定用途」としております。(3) 営農条件についてでございます。申請地は、ほ場整備された一団の農地の下流部に位置し、北側は水路を挟んで市道、東西は農道・水路と、三方を道路に囲まれています。申請者は、このを中心として営農しており、今後はもう少し上流まで耕作地を広げていく予定です。周辺農地もが耕作していますが、申請地は、ほ場からほ場へと移動する結節点でもありますので、交通の利便性等も考慮したうえで建設予定地を選定されたものです。

次に、6 の一般基準でございます。2 ページに戻ります。(1) 他法令許認可についてですが、農振法については、先ほど申し上げましたとおり、用途区分変更済みです。農業経営基盤強化促進法の地域計画についてですが、当該地は、予め目標地図から除外して計画を策定しておりますので、変更は不要です。都市計画法については、市街化調整区域内での建築物を伴う開発行為ですので、農地転用と併せて開発許可申請がされており、農地法と同日付で許可となる見込みです。盛土規制法については、該当ありません。文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地でないことも、鳥取市教育委員会文化財課に確認済みであります。次に、(2) 規

模の妥当性についてでございます。5 ページ、「土地利用計画図」をご覧ください。敷地の西側に事務所、南側にライスセンターを建築します。2 棟合わせた建築面積は 659.06 m²で、それ以外に、農業資材や機械、車両の置場も必要としています。土地利用計画図の東側には育苗スペースと書いてありますが、1 万枚程度の苗箱を生産できる施設となるよう計画されました。なお、 は直播栽培も行われていますが、作付けされている品種も多いですし、ほ場の条件等によって、効率的な栽培計画になるよう組み合わせられているようです。このたび導入する機械は、トラクター、田植え機、コンバインが各 1 台ですが、既存の機械がそれぞれ 2 台ずつあります。また、2 t トラックも 2 台を所有しています。現時点では資金の問題もあるため、これらの上屋を建てる計画にはなっていませんが、拠点を整備して集約することが必要と考えたものです。転用規模は妥当と判断いたしました。続きまして、(3) 営農及び造成・被害防除計画等の措置についてですが、北側及び東側に L 型擁壁を設置し、市道と同じ高さになるよう約 30 ～ 50 cm 嵩上げします。進入路は 10 m の出入口を確保するため、市道との間にある水路にボックスカルバートを設置します。雨水排水は、敷地内に集水柵を設け、南側には自由勾配側溝を設置して排水します。開発行為にあつては、技術的な基準が設けられており、流量計算をしたうえで水路断面を確保するよう設計されていることを確認しておりますので、水路の機能や施設に支障は生じないと判断しました。また、汚水については農業集落排水に接続します。6 ページ、「用排水系統図」をご覧ください。凡例にも記しておりますが、赤が用水、青が排水の流れを示しています。申請地は一団の農地の最下流ですが、市道に沿って排水路が流れており、すぐ東の に合流しています。また、建築するライスセンターは高さ約 8.5 m ですが、申請地は一団の農地の北側でありますので、日照・通風に支障はありません。2 ページに戻りまして (4) 資金調達計画でございますが、

7 農業公共投資について、申請地を含め、周辺地域一帯は、昭和 63 年から平成 7 年にかけて、土地改良総合整備事業が実施されています。しかし、土地改良区はございません。

8 土地改良区以外のその他の関係利権者につきまして、 の同意は得ていますし、近隣の からも水路の改廃及び雨水排水について、同意書をいただいています。

9 農業委員会の意見ですが、立地基準、一般基準ともに要件を満たしております。経営規模拡大を志向する担い手であり、この地域の農地を集積し、農地利用の最適化に資するものであることから、許可は妥当と判断しました。

続きまして、資料 2-2 議案番号 5 条-2 について、資料の 2 ページ、30a を超える事案説明資料に沿ってご説明します。

まず、1 の土地の所在等についてですが、 でございます。なお、

、妥当な規模であると判断いたしました。(3) 営農及び造成・被害防除計画等の措置について、でございます。6 ページ、「土地利用計画図」をご覧ください。凡例にお示ししているとおり、濃いピンクの線が事業全体の区域であり、農地の一時転用の範囲を示しています。緑色で囲われた、[] です。

[] の距離を示しています。[] 土砂崩れ等の被害を防止するため、隣接地との間には、2 m 以上の必要な保安距離が確保してあります。北側の農道との保安距離は 3 m と、基準は満たしております。また、ピンクと緑の間に、オレンジ色の一点破線に黄色の 6 角形が図示してある線の部分には、高さ 1.2 m の「ネットフェンス」を設置し、飛砂等を防止するという計画です。7 ページ、「計画断面図」をご覧ください。6 ページの④～⑤で示した箇所の断面図を載せています。黄色で色を付けている埋め戻し用の表土 1 m の部分を含めて、1 割 5 分の勾配で掘削し、地下水位の上には幅 2m の小段を設けます。その下は 2 割勾配で、[] は当初の地盤高から 10 m とする計画になっております。また、敷地境界線、ネットフェンス、保安距離、[] の位置関係も図示していますので御覧ください。続きまして、8 ページ、「埋戻し計画図」をご覧ください。事業終了後の農地復元に係る埋戻しには、自社が確保している良質な公共事業の発生残土を優先的に使用するとともに、不足分は所有している山林の山土を用いて埋戻しを行います。埋め戻し土のうち、耕作土から地下水位面までの中間層には、幅 2 m の透水溝を設置し、上層部には、保管していた表土を戻す計画です。農地復元に当たっては、営農者の意向を確認しながら、復元後の営農に支障が生じないように実施し、農業委員会も確認のため立会します。また、撤去した畑かん設備についても、土地改良区立会の上で新しいものを設置します。2 ページに戻りまして(4) 資金調達計画でございますが、[]

(5) 農地復元の担保についてですが、万が一、申請者が埋め戻しをしなかった場合は、代わって [] 実施することを保証書により確認しております。鳥取市農業委員会の対応としまして、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局と、鳥取県土整備事務所 維持管理課、[] の各関係機関がしっかりと連携をしながら、掘削から復元完了までの各工程で計 4 回の現地確認を行い、施行状況を指導します。なお、農地復元後の営農計画では、各土地所有者が甘藷や白ネギ、里芋などを栽培することとなっております。確約を得ております。

7 農業公共投資について、昭和 48 年度までに、県営ほ場整備事業(灌漑施設整備) [] が実施された地域ですが、石綿管の老朽化に伴う更新工事が進められており、当地域も、県営特定農業用水管水路等特別対策事業 [] が昨年度までに実施されました。ただ、申請地北側の農道に敷設されているパイプラインの本管については工事が完了していますが、今回の申請地への引き込み管につきましては、一時転用の計画があったため、農地復元を待って設置するよう、調整がされていたもので

す。[redacted]同意して
います。

8 農業委員会の意見及び審議の概要についてですが、立地基準、
一般基準ともに要件を満たしており、許可は適当と判断しました。
また、[redacted]農地復元については、営農に支障が生じない
よう埋め戻しが行われているか、現地確認を確実に行うとともに、
事業終了後においても、営農計画に基づき営農が行われるよう、
適切に指導していくことを確認しました。

以上、議案番号5条-1 [redacted]への転用、
および、議案番号5条-2 [redacted]における一時転用事案
についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいた
します。

議 長

そうしますと、事務局の説明が終わりましたので、現地調査の
報告をお願いします。

安部委員

現地調査を行いましたので、その報告をさせていただきます。4
月14日月曜日の午後1時30分から鳥取市本庁舎会議室におきま
して開催しております。出席者につきましては、調査対象の鳥取
市農業委員会より濱田会長、[redacted]、
県の方から経営支援課の [redacted]、主催者といたしまして農
業会議の [redacted]、常設審議委員会の委員から、岩美町農業委員
会の山本会長と、私、八頭町の安部の合計9名で行っております。
まず、会議室で2件の説明を事務局から受けております。先ほど
説明があった内容に基づいてであります。農業用施設の整備につ
いては、5条転用について説明を受けたわけですが、転用
事業者については、先ほども説明がありましたように、常用雇用6
名と、この度新規採用されると聞いております。将来的には、経
営規模を150haに拡大することを確認しております。規模の妥当
性につきましては、稲作の育苗として10,000枚必要とのことで
すので、これに必要な敷地スペースの面積が必要とのことです。
また、敷地内の雨水、排水については、雨水は枡を設置して既設
水路に排出するというので、問題ないと思います。水利利用承
認についても、地域の用水関係者及び水利組合と合意ができてい
るということで、適当であると判断しています。次に資料2で
すが、賃借権の設定に伴う [redacted]の一時転用というので、先
ほどの説明の内容を確認しております。一般基準の営農及び造成
・被害防除計画の措置の農地復元については、自社が保有する公
共残土及び山土を使用し、中間層には幅2mの透水溝を設置する
とともに、上層部には、漉き取った表土を利用して埋め戻す計画
でありました。また、埋め戻すに当たっては、農業委員会と鳥取
県土整備事務所が各工程で4回の確認を行うという事であり、
復元については、きちんとした指導ができるのではないかと思
いました。その関係で農地利用ができるのではないかと思
いました。説明が終わった後で現状確認ということで、まずは農業用施設用
地に行きましたが、先ほど写真でも見ていただきましたが現状、
農地は保全管理されているということでした。水路も、近くにあ

る川に流す計画であり、問題ないのではないかと思います。また、新しく整備される施設の横に、地域でまとまって農業経営をされていた方の施設がありましたが、規模縮小されてきているということで、今回申請される方が、引き継がれるという事であり、このような施設規模は必要ではないかと判断させていただきました。次に、資料 2 の一時転用用地に移動し、農地の確認を行いました。申請地の左側のされた後の農地を確認させていただきました。申請者が同じ農地だという事でしたが、長ネギ等が栽培されており、同様に復元後栽培するという事ですので、これについても適当と判断させていただきました。以上であります。

議長

有難うございました。そうしますと、現地調査の報告が終わりましたので、委員の皆様から質問・意見を伺いたいと思っておりますけれども、案件ごとに進めていきたいと思っております。まず、農業用施設用地について、質問・意見等はありませんか。よろしくお願いたします。

議長

はい。石委員。

石委員

建物の面積がのことですが、この図面から大きさを測ることができますか。

鳥取市農業委員会事務局

ご質問ありがとうございます。南北が 15m、東西が 36 mとなっております。

石委員

それでは、建物の南の※印のようなものは、何を意味しているのですか。

鳥取市農業委員会事務局

建物の、ちょっと飛び出しているように見える場所は、靱擦りをした後の靱殻が一旦 2 階に上がりまして、中 2 階に靱殻が溜まる構造となっています。その下に 6 カ所落とす穴が設けられており、いわばドライブスルーのような形で靱殻をトラックに積むことができるような構造で計画されております。

石委員

この事業体は、今現在乾燥施設を持っておられますか。

鳥取市農業委員会事務局

現在施設はなく、施設を借りているので、今回新たに施設整備を行うための申請であります。

石委員

という事であれば、規模がどの程度かわかりませんが、建物としては少し小さすぎるのではないかと感じで見させていただ

鳥取市農業委員
会事務局

きました。まあ、処理期間を延ばせば、何サイクルかで出来ますので、50ha 程度であればできるのではないかと思います。厳しいのではないかと受け止めております。その辺りは専門の方は、どのように考えておられるのでしょうか。

乾燥機は6台設置するとのこと。事業者としては、もう少し大きな設備を整備したいという思いはあったようですが、何分、資金の面もありますので、最低限のところでは整備し、後はやりくりしていく。今後、規模拡大が順調に進み、追加の施設整備を視野に入れておられるようですが、資金調達のめどが立たない中で、最低限の施設整備を行っておられるということです。

石委員

わかりました。50ha の粃を処理されるにはかなり苦勞をされるかと思えます。しっかりと計画(受託)の段階からうまく処理しないと大変なことになると思ったので、確認したところ。以上です。

議長

他に聞いてみたいことがあれば。ありませんか。

(意見・質問なし)

議長

無いようですので、採決をさせていただきます。鳥取市の案件のうち2-1について異議なしとしてよろしいか。賛成の方は挙手をお願いします。

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。

議長

次に、2-2について、御意見等あればお願いします。

議長

竹原委員

竹原委員

北栄町の竹原です。専門的なことがわからない中でお聞きしますが、3 ページのところの9のところ。農業委員会の意見及び審議の欄の最後のところ。「事業終了後も営農計画に基づく営農が行われるよう適切に指導する。」と書かれています。一般的に埋め戻しまで終わったら、転用は終わりになると思いましたが、後々に作物の出来が悪いといったことがあるかどうかわかりませんが、後々も見えていくと考えておけば良いのでしょうか。

鳥取市農業委員
会事務局

はい。ありがとうございます。おっしゃるとおり、農地転用の基準だけで言いますとそのとおりですが、鳥取市農業委員会としては、その後も注目して見ていこうという覚悟をもっております。

竹原委員

はい。わかりました。

議 長

他にありませんか。

議 長

角委員

角委員

長ネギを作られるということですが、埋め戻しによって水はけはどうなるのでしょうか。先ほど聞きましたら、事例があるという事でした。白ネギの場合は、水はけが非常に大事でして。また、今問題となっている埋め戻し土によるメタンガスの発生についてはいかがですか。一応、確認しておきたいと思います。

鳥取市農業委員
会事務局

有難うございます。まず、水はけにつきましては、透水溝ということで、地下水位のところまで水が浸透していくように、透水溝を設け、表土の下は全て土ではなく、礫等の水を透しやすいものを設置しますので、地下水位まで水が流れることとなっています。また、メタンガスについては不勉強で把握できておりません。

角委員

埋め戻しする土にメタンガスを発生させるものがなければよいのですが。ちょっと調べてもらえればありがたいと思います。

鳥取市農業委員
会事務局

そのようなことがないよう、業者を指導していきたいと思えます。

事務局

基本的に、公共残土で埋め戻すということになっており、公共残土であれば、そのような悪いものは入らないようにしていますので、その辺りは安心してもらえれば良いのではないかと思います。なお、埋め戻しについては県土整備事務所の所管となりますので、そちらの方でしっかりと確認をしていただけるよう、また、農業関係については農業委員会ですっきり確認をしながら、お互い連携を取っていただきながら、事業が円滑に行われるよう調整を図っていただきたいと思っています。

議 長

他には無いようですので、採決に移りたいと思います。鳥取市の2-2の案件について、異議なしとしてよろしいか。賛成の方は挙手をお願いします。

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。</p>
<p>7 情報提供 議長</p>	<p>続きまして、6 の情報提供ですが、(1) と (2) を一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料説明及び参考資料説明)</p>
<p>議長</p>	<p>情報提供の中の(1) と (2) について説明が終わりました。この件について、皆様方の方で聞いてみたい件はありますか。</p>
<p>議長</p>	<p>石委員。</p>
<p>石委員</p>	<p>農業会議の立場を聞いてみたいと思います。というのは、米の価格が高騰していると。昨晚の報道でも、5 kgが 4,190 円になったということ。15 か月連続の上昇だということ。備蓄米が放出されていますが、地域的に偏在はあるようではなかなか消費者のところには回らないというようなものがあるようです。昨日、ある政府の部長さんにお会いしたら、米価が高騰しているのは、生産費が高騰していることはあるが、実際はどういうことになっているのか？という話を聞かれました、何とも答えずらいということがあったところです。この米不足についての農業会議としての見解をお尋ねしてみたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>有難うございました。コメの価格については、全国農業会議所、農業会議は、直接価格形成に関わることはできませんし、改正基本法の中の食料安全保障の観点から、また、食料・農業・農村に総合的かつ計画的に講ずべき措置として、当然価格問題も出てきているわけですから、農業者にとって何が必要なのか十分検証し、今の価格について何が問題なのかについて全国会議所や農業会議としてどういうコメントを出すかという域に至っていません。今後、どういう法律が出来上がっていくのか注目しながら、言うべきことは言っていく。そういう立場でございます。以上です。</p>
<p>石委員</p>	<p>有難うございました。なぜコメが無いのか。価格が高いのか。ということが現実の問題ですが、我々農業政策に関わる者がきちんと答えることができないということが、とても切ない話ですので、農業会議等の中でも明確に回答が出来るよう議論を深めていただきたいと思います。それから、このころのアメリカの貿易</p>

交渉の様子を見ていますと、70万トン以上の米を国内の農業経営が苦しくならない範囲で関税無しで買っていますが、これだけコメが無いといったことになれば、これまで以上にアメリカの米を買わなければならないのではないかと危惧するものですので、その辺りも含めて発言をさせていただきました。以上です。

議長

有難うございました。他にございますか。

議長

竹原委員。

竹原委員

資料で目に付いたのですが、5ページの一番上の行の件です。農業委員会は改選時期もありますし、5年以内に3割に上げることがさらっと書いてありますが、どのように増やしていくのか、そのような話が出てくるのか、ただ単に各部門の目標が3割だからか。なかなか達成は難しいです。毎年改選ならまだしも、3年に1回でもありワンチャンスでもあるので、この点について感じられることはありますか。

事務局

はい。この、女性の農業委員の割合(14%)は、他の農業団体に比べれば高い状況なのですが、3割に持っていく。その3割がいつから始まっているということもありますが、「あくまで目標です。」というしかありません。実現可能かどうか。これについては、それぞれ、改選期を迎える農業委員会にあって、首長さんの任命という制度に変わった中において、いかに理解を得るか、また、議会の同意が必要ですので、そういう機運を高めるといったペーパーはあるのですが、やはり、農業委員会の会長さんが、日頃から首長さんに対して、「この目標に沿って頑張っていこうと思うので、よろしく願いしたい。」この一言は、是非加えていただきたい。この3割ですが、実は、女性農業委員が0の農業委員会がまだまだたくさんあるという現実もあるのです。中国・四国ですと、女性委員が0でなくなった市町村農業委員会は、濱田会長のご尽力もあるのですが、広島、山口、鳥取の順番で0になりました。しかし、残り6県については0にもなっていない。このような中で、この3割は非常にハードルが高い。すぐに3割を達成できる委員会もありますが、多くの市町村では、この目標を達成するのは非常に厳しいのが現実であって、3割は目指すのですが、全国的には、まず、0を解消していくのだ。鳥取県内では来年15市町村で改選があります。今年度も5月19日と6月19日に改選を迎える町もありますが、「女性委員さんに女性登用を進めてください。」とお願いしております。このため、この3割を守れ。守れなかったら、何かペナルティがあるかと言えば、ありません。3割を目標に1歩1歩進めていくしかないと思っています。

竹原委員

ありがとうございました。

濱田委員

すみません。便乗させていただきます。鳥取県農業委員会女性協議会の会長をしております濱田です。この場を借りて皆様にお伝えしたいことがありますので、よろしく願いいたします。令和 8 年度に農業委員の改選が行われる農業委員会が 15 市町村あります。その時に会長はキーパーソンです。首長に対して、女性が必要だということを是非共有していただけたらと思います。また、日頃からそのような女性がいらしたら、是非、やさしく声をかけていただけたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

議 長

その他にありますか。

議 長

福田委員

福田委員

石委員からありましたコメのことですが、ちょうど栗原会長がおられます。農業会議より詳しいのではないかと思います。いろいろな会合に出ましても、備蓄米はどこにいったのかといったことは私たちにはよくわかりませんので、詳しい話が少しでも聞けたらと思っています。

栗原委員

私が全て知っているものではありませんが、大体のことは昨日特報しましたので、TCC でも放映されると思いますので、ご覧になったら、備蓄米のこともそれなりに話したつもりです。なかなか、効果が出ていない。これにはさまざまな原因があるかと思いますが、備蓄米の 98 %を全農が買い付け、今の仕組みでは、全農との取引がある業者でなければ渡っていかないということで、そこから広がっていかないという問題がある。なので、取引のない業者への供給が禁じられているわけですが、明日からの 3 回目の入札からは、その点が解除されると思いますので、今までより広がっていくのが早いのではないかと思います。既に 4 月の後半でもありますので、それなりの効果で安くなっていくのはいつ頃になるかははっきりとわかりません。目安としては、5 キロ 3,500 円程度ぐらいと言われていますが、5 月になるということです。この問題は、どれだけの生産量が日本にあって、どれだけの消費量があるのかという、生産と消費の実態の正確なものをつかまないとはいけません。作況指数もいかげんなものとは言えませんが、やはり、どれだけ収穫できていたかという声の方が多いのであって、果たして、計算上に上がっている量の米が収穫できているのかということもありますし、根本的に考えなければいけない問題だと思います。現在の価格は、消費者にとっては高すぎるが、我々生産者にとっては、適正な価格か合理的な価格が良いのかわかりませんが、やはり、少なくともコストがきちんと回収できて、いわゆる労賃も出てくる。そういう所得がないと、持続的なコメ作りにはつながっていかないだろうと思っていますの

<p>議長</p>	<p>で、法律において効率的な価格を今後作っていかうということですので、その辺りは期待をしているところです。トランプの相互関税ということがあって、アメリカの米が入ってくるのではないかとことを心配されているのですが、政府、内閣におかれては、やはり食糧安保ということが何よりも勝るということを主張しているわけで、これに逆行するような交渉は行わないようお願いしたいと思っています。この問題について、農家は、ある程度理解はされると思いますが、生産の実態を理解しないままの方も含め消費者の理解が得られにくいので、そのようなことに理解が得られやすいパンフレットも出来上がっているので、このようなものも消費者の皆さんに活用を図りながら、3者の理解を深めていくことが大切ではないかと思っておりますので、その点についても私も努力していきたいと思っています。</p> <p>はい。ありがとうございました。その他ありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>8 その他 議長 事務局</p>	<p>それでは、情報提供については終わりました、8番のその他ですが、事務局説明をしてください。</p> <p>(次回開催日程について説明)</p>
<p>9 閉会 議長</p>	<p>その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。</p> <p>(その他の意見等なし)</p> <p>ないようですので、本日の常設審議委員会はこれもちまして閉会とさせていただきます。 (午前 11 時 36 分)</p>

